

公の施設(指定管理者施設)のあり方検討調査表

施設名	愛媛県産業情報センター
-----	-------------

1. 施設の概要

所在地	松山市久米窪田町487番地2	所管課	産業創出課
設置年月	平成9年4月1日 (施設設置後 12 年 0 月経過(平成21年4月1日時点))		
指定管理者名	(財)えひめ産業振興財団	県の出資額 (出資割合)	950,000 千円 (37.7 %)
施設の内容	(1階部分) 会議室、ネットワーク研修室、資料閲覧コーナー、事務室、管理室、システム室、機械室等		
	(2階部分) インキュベート・ルーム(8室)、事業支援・相談室、商談室、ミーティングルーム、コンピュータ室、ネットワーク管理室等		
	(屋外部分) 駐車場(乗用車約80台)、駐輪場		
	施設の規模・構造等	[敷地面積] 6,937.00 m ² [延床面積] 1,559.09 m ² [構造] 鉄筋コンクリート造2階建て	
	入居する機関・団体名	インキュベート・ルーム入居者(3社) 平成21年3月1日時点	

2. 施設設置の経緯等

施設設置の経緯	<p>国では、円高の進展、アジア経済の成長等を背景として空洞化が懸念されている地域経済の新たな発展を確保するため、ポテンシャルのある広域的な地域を対象として、高度な研究開発・情報化のための新たな社会資本の重点的整備を行うとともに研究開発等を通じてその活用を促進し、創造的な経済発展基盤地域(スーパー・テクノ・ゾーン)を形成するとの方針を定め、全国8ヶ所を圏域設定し、各圏域では域内の整備方針が策定された。</p> <p>愛媛県は、広島市を地方中枢都市とした西中・四国スーパー・テクノ・ゾーン圏域に含まれており、その中で、技術等の経済情報の収集・提供システムを形成し、地域の企業、研究機関の連携・交流を促進して、地域経済・社会の活性化と活力ある発展に寄与する地域情報の中核的な拠点となる地域経済情報基盤施設として産業情報センターを整備することが計画された。</p> <p>これを受け、平成8年度当初予算で「産業情報センター建設事業費」として建設工事費・システム工事費等が計上され、施設整備に着手。平成9年2月に完成し、同年4月にオープンした。</p>		
根拠法令等 又は関連する 計画・構想等	西中・四国スーパー・テクノ・ゾーン構想		
施設設置に係る 総事業費	1,331,295 千円		

3. 施設の目的及び効果等

<p>施設設置の目的等 (手段と意図)</p>	<p><u>手段(どうすることにより・何を提供することにより)</u></p> <p>産業情報センターは、企業の情報化及び新たな事業の創出を支援するため、産業情報の収集、発信等を行うとともに、研修及び創業に必要な施設を提供することを目的に設置されている。</p> <p>この目的を達成するため 企業の情報化及び新たな事業の創出の支援を図るために必要な各種情報の提供 研修又は創業に必要な施設の提供 を行う。</p> <p><u>意図(どのような状態にしたいのか)</u></p> <p>産業情報センターの設置目的である「企業の情報化及び新たな事業の創出を支援するため、産業情報の収集、発信」を達成するためにも より実践的なIT化を支援するための企業情報化支援サービス(情報共有支援システム)の整備・提供 IT(情報通信技術)関連分野の創業予定者又は創業後間もない中小企業者等への施設の提供 が必要である。 このため、施設の利用率が向上するような運営に取り組む。</p>
<p>施設設置の効果</p>	<p>平成17年10月に設置したインキュベート・ルームを利用した企業は11社で、うち8社が期間満了等により退去済みである。退去した企業の現状については、5社(62.5%)が事業を継続していると見られ、良好な結果であると考えられる。</p> <p>インキュベート・ルーム利用企業に関しては、愛媛県産業情報センターへの入居によって、入居した企業が、県や財団法人えひめ産業振興財団の支援等を受けることによって、事業を着実に進めることが出来たことも寄与していると考えられる。</p>

4. 施設を取り巻く環境の変化

<p>施設設置当初と比べた環境の変化</p>	<p>計画当時、円高の進展、アジア経済の成長等を背景とした空洞化が懸念されており、地域経済の新たな発展を確保するためにもポテンシャルのある広域的な地域を対象とした高度な研究開発・情報化のための新たな社会資本の重点的整備を行うこととされたが、現在の状況は、これらに加え、世界的な不況による景気の急速な減速、少子高齢化による人口の減少と一層厳しい状況に直面している。</p>
<p>今後予想される環境変化</p>	<p>世界的な不況によって景気は急速に減速しており、各企業は人員削減や事業見直しなどの厳しい運営の見直しを迫られているが、景気の早期回復の兆候は見られない状況である。</p> <p>また、立ち上がり期の企業等にとっても、その多くは経営基盤が安定していない段階と考えられることから、不況によって、その技術力を活かさないまま事業が行き詰る恐れが高まる懸念がある。</p> <p>このような状況下、地域活性化の起爆剤となり得る、企業の情報化及び新たな事業の創出に対する支援等は、一層重要になると考えられ、愛媛県産業情報センターが担う役割・期待は、ますます大きくなっていくと考えられる。</p>

5. 施設の利用状況

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度(見込)	参考事項
利用者数の推移 (人)	1,297	1,427	1,735	2,062	1,515	21年度見込みは指定管理者の収支計画で示されている利用時間を基に19年度実績を参考に試算。
利用料金収入の推移 (千円)	2,360	3,874	4,338	2,815	4,237	21年度見込みは指定管理者の収支計画による。
施設の 内容ごとの 利用率 (19年度実績ベース)	施設の内容		年間利用率等		左記利用率等の算出方法等	
	インキュベート・ルーム		92.71%		入居者数(延べ) ÷ 部屋数(延べ) 89社 ÷ (8室 × 12月)	
	ネットワーク研修室		28件	345人	年間利用者数	
会議室		57件	1,390人	年間利用者数		
利用の傾向等	「施設の設置目的に対する実際の利用状況」の視点					
	入居施設(インキュベート・ルーム)					
		目的内	目的外			
	割合	約 100.0 %	約 0 %			
	貸館施設(ネットワーク研修室、会議室)					
	目的内	目的外				
割合	約 95.3 %	約 4.7 %				
入居施設は、設置目的に沿った企業等の入居のみとなっているため、目的外の利用はない。 貸館施設は、利用目的を限定していないものの、施設の性質上、85件のうち81件(95.3%)は設置目的に沿った利用となっている。						
「特定の地域や団体等への偏りの有無」の視点						
入居施設(インキュベート・ルーム)						
	県内			県外		
	東予	中予	南予			
割合	約 13.5 %	約 80.9 %	約 5.6 %	約 0 %		
貸館施設(ネットワーク研修室、会議室)						
	県内			県外		
	東予	中予	南予			
割合	約 0 %	約 95.3 %	約 0 %	約 4.7 %		
入居施設は72件(80.9%)、貸館施設は81件(95.3%)を中予の利用者が占めていることから、利用傾向としては中予が中心であると判断される。 また、貸館施設では県内は中予以外の利用は無く、残り4件(4.7%)は県外企業であった。						

6. 行政サービス水準の確認

他県(中四国各県)における同種又は類似の施設設置状況	県名	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	高知
	県立の同種又は類似施設の有無	無	無	有	無	無	無	無	無
	(有の場合) 施設名			e-プラザ岡山					
	管理運営体制 (直営・指定管理)			直営					
参考事項	IT(情報通信技術)関連分野の事業者への支援に特化した施設であって、県立以外の同種又は類似施設は以下のとおり。 ・ビジネススペースひろしま[(株)広島ソフトウェアセンターが管理運営] ・ITビジネスセンターやまぐち[(財)やまぐち産業振興財団が管理運営] ・徳島健康科学総合センター[(株)徳島健康科学総合センターが管理運営] ・ITスクエア[(財)かがわ産業支援財団が管理運営] ・高知ソフトウェアセンター[(株)高知ソフトウェアセンターが管理運営]								
県内の類似・代替施設等の設置等の状況	県立施設等	市町立施設等			民間施設等				
上記内容を踏まえた上で現在の行政サービス水準に関する考察	IT(情報通信技術)関連分野の事業者への支援に限定した県有施設は当県と岡山県のみであるが、県有施設以外を含めると鳥取・島根以外の6県で設置されており、当県のサービス水準が突出したものではないと考える。 また、世界的な不況によって景気が急速に減速するなか、企業の情報化及び新たな事業の創出は地域経済・社会の活性化と活力ある発展に寄与することから、これに対する支援は維持すべきと考える。 なお、県内には当施設のようにIT(情報通信技術)関連分野の事業者への支援に特化した施設は他にないが、支援対象にIT(情報通信技術)関連分野を含めている支援施設が複数存在していることから、これらの施設と連携して県内企業の情報化及び新たな事業の創出を支援することで県内全体をカバーできると考えている。								

7. 施設の運営コスト

区分	施設の管理運営に要した経費 合計		左記の積算	
(施設設置～) H16まで	約	1,213,424 千円	(平均的な 年間経費)	約 151,678 千円 × (経過 年数) 8 年
年度	委託料(千円)	その他、施設の管理運営に要する費用		
		合計金額(千円)	左記の内訳及び項目ごとの金額(千円)	
H17 (予算額)	32,898	74,027	火災共済分担金、産業情報総合ネットワーク管理運営委託料	
H18 (協定額)	25,997	70,198	火災共済分担金、産業情報総合ネットワーク管理運営委託料	
H19 (協定額)	24,696	71,410	火災共済分担金、産業情報総合ネットワーク管理運営委託料	
H20 (協定額)	22,970	69,723	火災共済分担金、産業情報総合ネットワーク管理運営委託料	

8. 施設が廃止された場合(「“県立”でなくなった場合」を含む)の県民生活への影響

産業情報センターが実施している企業の情報化及び新たな事業の創出を支援に関する各種情報や施設の提供がなくなることにより、地域経済・社会の活性化と活力ある発展に悪影響を与える恐れがある。

また、県立でなくなった場合の影響としては

- (地元の松山市に移譲した場合)
管理運営を同市の責任で行うこととなるため、その他の市町の個人・企業が利用しにくくなる。
- (民間に移譲した場合)
収支の安定を図るため、利用料の値上げや入居基準の緩和などによって、単なる貸しオフィスとなる恐れがある。

9. 施設の見直しに当たっての課題等

施設の見直しに当たっての課題等としては、以下の点がある。

- (1) 国民保護法に係る避難施設としての指定解除
施設を廃止する場合、当該施設は国民保護法第148条の規定に基づく避難施設として指定されているため、指定の解除が必要。
- (2) 入居企業の移転に対する支援
施設を廃止する場合、現在、入居企業が取り組んでいる研究開発等に支障が生じないよう、十分な準備期間を設けるほか、研究開発等が継続できる移転先の確保等に対する支援が必要。
- (3) 産業情報総合ネットワークシステムの移転に対する支援
施設を廃止する場合、現在、財団法人えひめ産業振興財団が
中小企業支援法第7条に基づく指定法人(県中小企業支援センター)として行う業務
中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第26条第1項の規定に基づく中核的支援機関として行う業務
として実施している産業情報総合ネットワークシステムの運営について、同システムの移転及び運営業務への支障が生じないよう、十分な準備期間を設けるほか、同システムの設置及び運営業務の継続が可能な移転先の確保等に対する支援が必要。